

圏域	自治体名	窓口	補助金制度名	詳細HP	対象	補助対象建材	内容
岐阜	岐阜市	建築指導課	民間建築物吹付けアスベスト対策補助事業	参照→	<含有調査> 吹付けアスベスト等が施工されているおそれがある建築物。 (内外装吹付け仕上塗材は補助対象外です) <除去等> 吹付けアスベスト等が施工されている建築物。 (建築物の解体に伴うものも含みま す) (内外装吹付け仕上塗材は補助対 象外です)	吹付アスベスト	<含有調査> 補助対象となる費用の限度額9万円(消費税を除く)、補助率10分の 10、補助金の限度額9万円 <除去等> 補助対象となる費用の限度額300万円(消費税を除く)、補助率3分の 2、補助金の限度額200万円
	羽島市	-	-	-	-	-	-
	各務原市	建築指導課	民間建築物吹付けアスベスト含有調査補助事業	参照→	市内のすべての建築物	吹付アスベスト	アスベスト含有調査に要する費用の全額(上限25万円) 注)消費税を除きます。
	山県市	建設課	アスベスト対策事業	参照→	市内にある民間の建築物	吹付アスベスト	分析調査に要する費用として分析機関に支払う額(消費税を除く。千円 未満切捨て) ただし、1棟あたりの限度額25万円 除去などに要する費用の3分の2以内の額(消費税を除く。千円未満切捨 て) ただし、1棟あたり100万円を限度とする。 (注意)アスベスト除去に伴う耐火被覆などの復旧費用についても補助 対象となります。
	瑞穂市	都市開発課	アスベスト対策事業	参照→	建築物の所有者又は建築物の管理を行 っている方 建築基準法に適合する建築物 昭和31年から平成元年までに施工さ れた建築物 室内又は屋外に露出してアスベストが 含有している疑いのある建材が吹付け されている建築物 補助対象実施後、引き続き使用する建 築物	吹付アスベスト	アスベスト含有調査に要する費用の全額(限度額25万円) アスベスト除去に工事費用の1/2以内の額 限度額 (1)戸建住宅等 30万円 (2)共同住宅 100万円 (3)その他 100万
	本巣市	-	-	-	-	-	-
	岐南町	-	-	-	-	-	-
	笠松町	-	-	-	-	-	-
北方町	-	-	-	-	-	-	

圏域	自治体名	窓口	補助金制度名	詳細HP	対象	補助対象建材	内容
西濃	大垣市	建築指導課	吹付けアスベスト含有調査及び除去等工事に対する補助制度	参照→	市内に存する建築物（国、地方公共団体	吹付けアスベスト	<アスベスト含有調査> 分析調査に要する費用のうち分析機関に対して支払う費用（消費税等を除く。）補助率10/10、限度額 25万円 <アスベスト除去等工事> 除去等に要する費用及び耐火性能を受け持っていたアスベストを除去した結果、露出した鉄骨等の部材について、建築基準法令の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための費用（消費税等を除く。）補助率2/3 以内、限度額300万円
	海津市	-	-	-	-	-	-
	養老町	-	-	-	-	-	-
	垂井町	-	-	-	-	-	-
	関ヶ原町	-	-	-	-	-	-
	神戸町	-	-	-	-	-	-
	輪之内町	-	-	-	-	-	-
	安八町	-	-	-	-	-	-
	揖斐川町	-	-	-	-	-	-
	大野町	建設課	大野町民間建築物アスベスト対策事業	参照→	対象建築物の所有者または管理者	アスベスト含有の吹付け建材が施工されている恐れのある建築物	アスベスト含有調査に要する費用で分析機関に対して支払うもの（消費税および地方消費税は除く） 補助率10/10 補助金の限度額25万円
池田町	-	-	-	-	-	-	
中濃	関市	-	-	-	-	-	-
	美濃市	-	-	-	-	-	-
	美濃加茂市	都市計画課	民間建築物アスベスト対策事業	参照→	吹付けアスベスト建材が施工されている	吹付けアスベスト	補助対象経費の全額(限度額25万円) 消費税は除き、千円未満の端数切捨
	可見市	-	-	-	-	-	-
	郡上市	-	-	-	-	-	-
	坂祝町	産業建設課	民間建築物アスベスト含有調査補助事業	参照→	アスベスト含有の吹付け建材が施工され	吹付けアスベスト	アスベスト含有調査 25万円
	富加町	-	-	-	-	-	-
	川辺町	-	-	-	-	-	-
	七宗町	-	-	-	-	-	-
	八百津町	-	-	-	-	-	-
	白川町	-	-	-	-	-	-
東白川村	-	-	-	-	-	-	
御嵩町	-	-	-	-	-	-	

圏域	自治体名	窓口	補助金制度名	詳細HP	対象	補助対象建材	内容
東濃	多治見市	開発指導課	アスベスト対策事業	参照→	多治見市内の存する建築物（国、地方公	吹付アスベスト	アスベスト含有調査に要する費用のうち作業環境測定機関等に対して支払う費用。ただし、消費税額及び地方消費税額を除く。 1棟につき限度額25万円 アスベスト除去等事業については、開発指導課へご相談ください。
	中津川市	環境政策課	民間建築物アスベスト(石綿)対策補助	参照→	補助対象建築物の所有者、管理者その他市長が適当と認めた者 建築物の所有者等が行うアスベスト含有調査 建築物の所有者等が行うアスベスト除去等工事	吹付アスベスト	アスベスト含有調査 補助対象建築物1棟につき25万円を限度とする。 アスベスト除去等工事 補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1敷地内につき200万円を限度とする。
	瑞浪市	都市計画課	アスベスト含有調査への補助(一般建築物全般)	参照→	一般建築物において吹き付け建材にア	吹付アスベスト	補助対象建築物1棟につき、限度額は25万円です
	恵那市	都市住宅課	吹き付けアスベスト含有調査補助	参照→	補助対象建築物の所有者、管理者その他	吹付アスベスト	アスベスト含有調査事業に要する費用で、作業環境測定機関などに対して支払う費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額を補助します。 （補助対象建築物1棟につき25万円が限度）
	土岐市	都市計画課	アスベスト含有調査費助成事業	参照→	建築物石綿含有建材調査者が実施するア	吹付アスベスト	アスベスト含有調査事業に要する費用(限度額25万円)
飛騨	高山市	建築住宅課	アスベスト対策事業	参照→	市内に存する建築物（国、地方公共団体	吹付アスベスト	<アスベスト含有調査事業> 補助対象経費 アスベスト含有調査に要する費用のうち分析機関に対して支払う費用。ただし、消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を除く。 補助金の額 補助対象経費内の額。ただし、1棟あたり25万円を限度額とする。 <アスベスト除去等事業> 補助対象経費 アスベスト除去等に要する費用（補助対象建築物の除却を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用相当分）及び耐火性能を受け持っていたアスベストを除去した結果露出した鉄骨等の部材について、建築基準法に規定される耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための費用。ただし、消費税額等を除く。 補助金の額 補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、1棟あたり200万円を限度とする。
	飛騨市	都市整備課	アスベスト対策事業	参照→	市内に存する民間建築物で、アスベスト	吹付アスベスト	<アスベスト含有調査> 分析機関に支払う費用（消費税除く）について、25万円/棟を限度 <アスベスト除去等工事> アスベスト除去等に要する費用（消費税除く）の2/3以内 200万円/棟を限度
	下呂市	建設総務課	建築物吹き付けアスベスト調査のための補助制度	参照→	アスベスト含有の吹き付け建材が施工され	吹付アスベスト	1棟あたり25万円または吹き付けアスベスト含有調査にかかる費用（分析機関に対して支払う費用）のいずれか少ない額10分の10 最高 25万円
	白川村	-	-	-	-	-	-